

警備甲達第13号  
平成19年12月27日  
〔改正 令和3年3月3日 警備甲達第7号〕

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察特殊標章等の交付等に関する要綱の制定について

このたび、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する特殊標章及び身分証明書の交付等に関する基準及び手続きを定めるため、別添のとおり福井県警察特殊標章等の交付等に関する要綱を制定し、平成20年1月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 福井県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、国家公安委員会・警察庁国民保護計画第2章第2節15の規定及び福井県国民保護警備計画（令和3年警備甲達第6号）の規定に基づき、本部長が行う武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する基準、手続き等を定めることを目的とする。

### 第2 交付

- 1 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。
- 2 本部長は、1の申請があった場合には、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。
- 3 1の申請は、別記様式第1号の申請書を本部長に提出して行うものとする。

### 第3 様式等

- 1 特殊標章の種類、色、材質及び制式は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 腕章（様式第2号）
  - (2) 帽章（様式第3号）
  - (3) ヘルメット章（様式第4号）
  - (4) 場所章（様式第5号）
  - (5) 自動車章（様式第6号）
  - (6) 自動二輪車章（様式第7号）
  - (7) 航空機章（様式第8号）
  - (8) 船舶章（様式第9号）
- 2 身分証明書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

### 第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

### 第5 書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

### 第6 再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場

合には、その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。  
この場合において、き損又は破損した特殊標章等は返納しなければならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合には、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

#### 第7 返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。

- (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止されたとき
- (2) 身分証明書の有効期間が満了したとき。
- (3) 第2の1に掲げる者のいずれにも該当しなくなったとき。

- 2 第6の2の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく発見した特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第8 台帳

本部長は、別記様式第11号の台帳に特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、これを整理保管するものとする。

#### 第9 使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合には、特殊標章等を使用するものとする。この場合における特殊標章等の着装及び表示方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 腕章  
上衣の左腕に着装する。
- (2) 帽章又はヘルメット章  
帽子又はヘルメットの右側面につける。
- (3) 場所章  
見えやすい場所に表示する。
- (4) 自動車章又は自動二輪車章  
自動車又は自動二輪車の上面及び両側面につける。
- (5) 航空機章  
航空機の両側面につける。
- (6) 船舶章  
船舶の見えやすい場所に表示する。

- 2 1の場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

#### 第10 禁止事項

- 1 特殊標章の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

#### 第11 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合においては、第6及び第7の2の規定を準用する。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

#### 第12 専決

- 1 この要綱に規定する本部長の事務のうち、警察署の職員で国民保護措置に係る職務を行う者に対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務については、当該警察署の長は、専決することができる。
- 2 この要綱に規定する本部長の事務のうち、1の規定により警察署の長に委任される事務以外の事務については、本部の警備課長は、専決することができる。

#### 第13 その他

参考資料として、別紙「特殊標章等の交付に関するフローチャート」を添付する。

## 特殊標章等の交付に関するフローチャート

# 武力攻撃事態等発生

### 武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態  
又は  
発生する明白な危険が切迫している事態

### 武力攻撃予測事態

事態が緊迫し、武力攻撃が予測される事態

政府による武力攻撃事態等の認定

## 特殊標章等の交付申請(申請書の作成・提出)

### 申請者

国民保護措置に従事する福井県の警察職員  
本部長の委託により国民保護措置に従事する者  
国民保護措置の実施に必要な援助に協力する者

### 特殊標章等

腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章  
自動車二輪章、航空章、船舶章、身分証明書

## 交 付

### 身分証明書の有効期間

職務等の内容その他の事情を勘案し本部長が決定

## 返 納

対処基本方針の廃止  
有効期間の満了  
申請資格の喪失

## 再 交 付

毀損、汚損、紛失、盗難、  
滅失

# 別記様式第1号

## 特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

福井県警察本部長 殿

申請者氏名

国民保護法第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

氏名(ローマ字)				写 真
所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	( R h 因 子 )	
身分証明書の有無	有 ・ 無 (証明書番号: )	その他の特徴 又は情報		
資 格	1 福井県の警察職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 2 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 3 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				
ヘルメット章				
場 所 章				
自 動 車 章				
自動二輪車章				
航 空 機 章				
船 舶 章				

(この線から下には記載しないこと。)

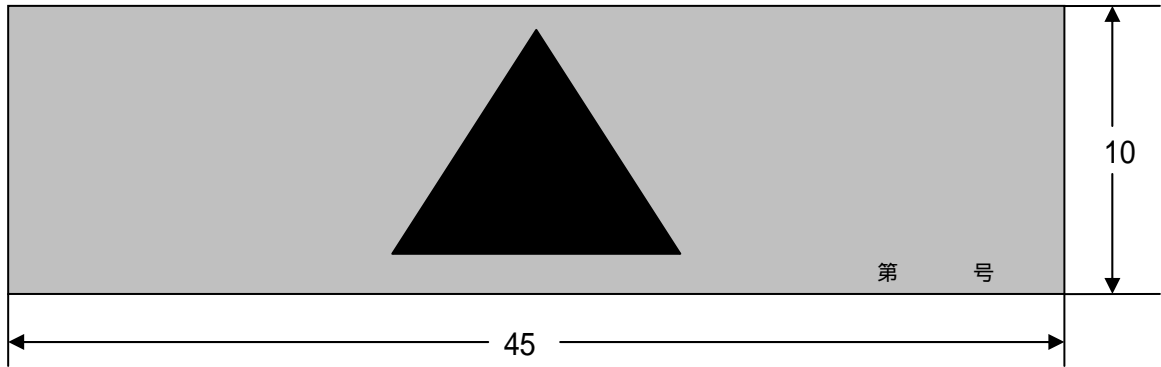
### 交付権者使用欄

証明書番号		有効期間の満了日	
交付年月日		返 納 日	

- 備考
- 申請者氏名については、申請者本人が自ら署名すること。
  - 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
  - 印の欄には、福井県警察の職員のみ記載すること。
  - 身分証明書の有無の欄には、福井県警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」を、それぞれで囲むこと。なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。
  - 軽量の個人用の武器を携帯する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
  - 資格の欄には、該当する個所の にしを付けること。
  - 場所章の数の欄には、標章を表示する場所の数を記載すること。
  - 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章をつける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 別記様式第2号

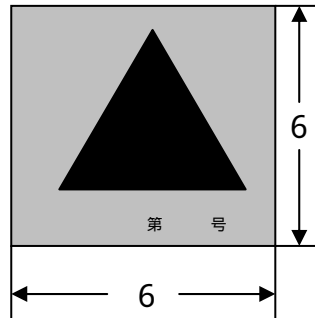
### 腕章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第3号

### 帽 章

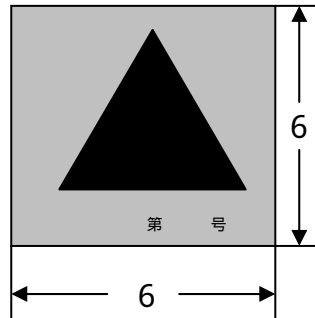


- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 別記様式第4号

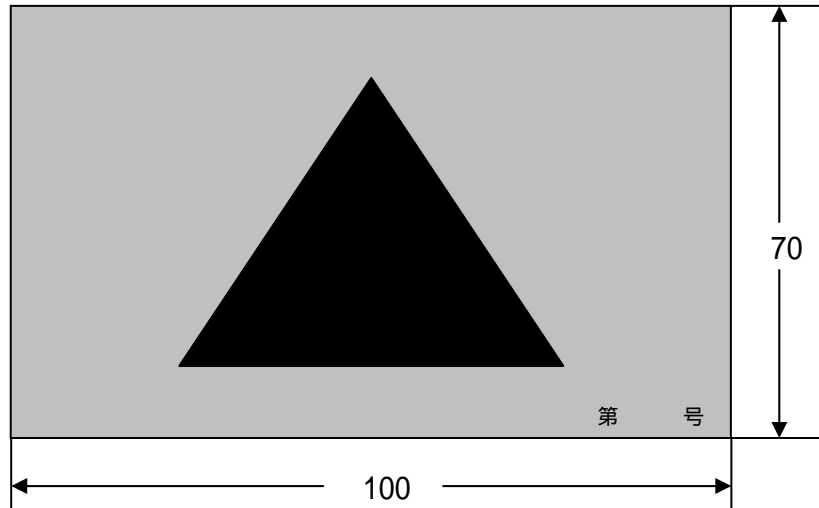
### ヘルメット章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第5号

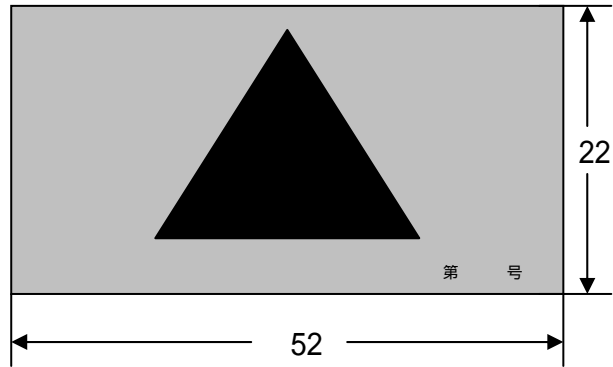
### 場 所 章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第6号

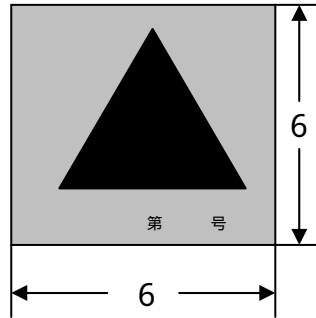
### 自動車章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第7号

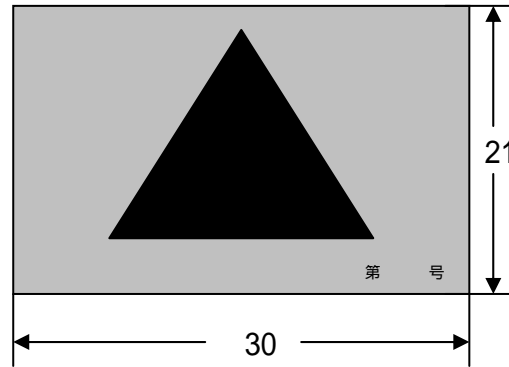
### 自動二輪車章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第8号

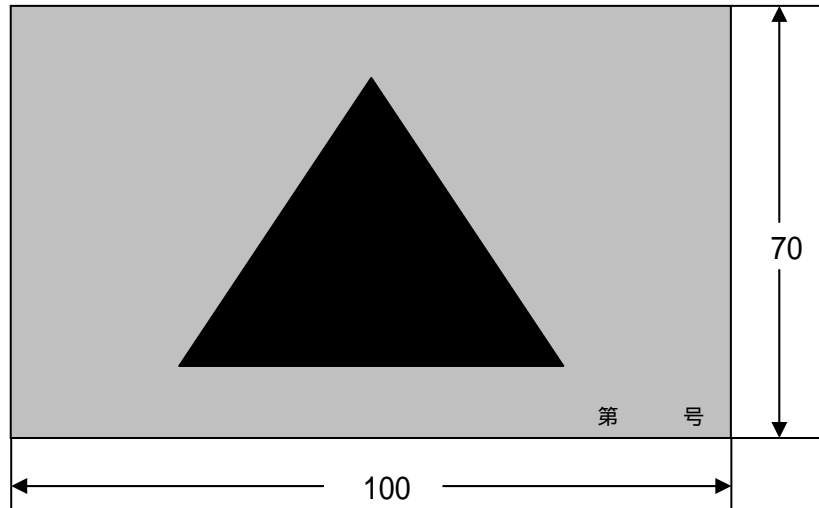
### 航空機章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、合成樹脂とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 別記様式第9号

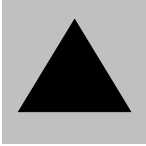

### 船舶章



- 備考
- 1 三角形の色彩は青色、地の色彩はオレンジ色とすること。
  - 2 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
  - 3 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
  - 4 材質は、化学繊維織物とすること。
  - 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

記様式第10号

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>福井県警察本部長 Chief of Fukui Prefectural Police Headquarters</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name .....</p> <p>生年月日/Date of birth .....</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">交付年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card .....</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">交付権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry .....</p>
--

(裏)

身長/Height ..... cm	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type .....		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

- 備考
- 1 透明な合成樹脂で被覆すること。
  - 2 記入事項は、日本語及び英語で記載すること。
  - 3 年月日は、西暦で記載すること。
  - 4 血液型は、A B O式及びR h式の血液型を記載すること。
  - 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
  - 6 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとする。
  - 7 印章欄には、交付権者の印章を押すこと。
  - 8 身分証明書の大さは、日本工業規格A列7番とすること。

